平成２７年（フ）第１１７９号
埼玉県鴻巣市箕田40番地４
債務者　佐藤美千代
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３６号
埼玉県蕨市北町１丁目16番12号　本田マンション１―402号
債務者　松本　和夫
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５１号
埼玉県春日部市南４丁目16番３―201号　モアグランデ春日部南、旧住所埼玉県春日部市備後西１丁目５番21号
債務者　廣瀬　敏昭
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５０９号
埼玉県草加市手代町146番地１　ジェム草加ガーデニア702号
債務者　石居　文子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５１４号
埼玉県吉川市保１丁目32番地５　イル　ソーレ101号室
債務者　藤村　知里
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５３０号
埼玉県越谷市大字下間久里558番地11
債務者　鈴木　紀子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５５６号
埼玉県狭山市中央３丁目６番Ｇ―405号
債務者　多治見幸一
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５６７号
埼玉県ふじみ野市苗間363番地２　メゾンウエスト201
債務者　藤掛ひろみ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５７５号
埼玉県入間市春日町１丁目11番16号
債務者　峯村大二郎
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５８１号
埼玉県川越市広栄町15番地22（ジュネス広栄町201号室）
債務者　丸山　尚美
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１７号
北海道旭川市春光台３条３丁目１番15号
債務者　高山　理奈
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
熊本県八代市植柳下町4979番地１、前住所熊本県八代市千丁町太牟田2625番地11
債務者　小早川準基
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２７６号
北海道旭川市東光４条５丁目５番３号　コットンハウス19　105号室
債務者　村瀬　一男
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８１号
北海道旭川市神楽４条２丁目１番21号　ベイシス神楽　101号室
債務者　千葉　聖子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８３号
北海道旭川市末広１条１丁目５番16号　コーポ梅本102号室
債務者　中村百合子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６３９号
大阪府豊中市上津島３丁目11番13―906号
債務者　平岡　秀介
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部